

議案第40号

北名古屋市国民健康保険税条例の一部改正について

北名古屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成31年4月16日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正に伴い、賦課限度額及び低所得者世帯に対する国民健康保険税の軽減判定所得の基準を見直すため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北名古屋市国民健康保険税条例（平成１８年北名古屋市条例第５８号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項ただし書中「５８万円」を「６１万円」に改める。

第２３条各号列記以外の部分中「５８万円」を「６１万円」に改め、同条第２号中「２７５，０００円」を「２８０，０００円」に改め、同条第３号中「５００，０００円」を「５１０，０００円」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の北名古屋市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成３１年４月１日から適用する。

（適用区分）

第２条 新条例の規定は、平成３１年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成３０年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。